

## 法制度等の主な動きとポイント

『新・基本保育シリーズ』は、保育者養成校において保育者を志している方々が学ぶテキストとして発刊され、今日まで多くの方々に基礎知識や技術を修得するためにご活用いただいております。

本冊子は、令和4年度における法制度等の主な動きのうち、本シリーズに関連の深い事項をわかりやすく解説したものです。

### CONTENTS

---

1	児童福祉法等の改正	1
2	こども家庭庁設置法の制定	2
3	こども基本法の制定	3
4	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正	4
5	「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の改定	5
6	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定	5
7	障害者総合支援法等の改正	6
8	民法等の改正	8

## 1 児童福祉法等の改正

2022（令和4）年6月15日に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布された。改正の概要は以下のとおりである（2024（令和6）年4月1日施行。ただし、(5)は公布後3年以内の政令で定める日、(7)の一部は公布後3か月を経過した日、2023（令和5）年4月1日または公布後2年以内の政令で定める日施行）。

### (1) 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化および事業の拡充

- ① 市区町村は、児童・妊産婦の包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や、地域の住民の子育て支援の相談に応じる「地域子育て相談機関」（保育所等）の整備に努めなければならないこととされた。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健法に基づく「母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）」が見直された。
- ② 子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新設され、これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施することとされた。
- ③ 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化と、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう、従来の「福祉型」「医療型」の類型の一元化が行われた。

### (2) 一時保護所および児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上

- ① 一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図ることとされた。また、児童相談所による支援の強化として、「親子再統合支援事業」の実施や、「里親支援センター」の児童福祉施設としての位置づけ等が行われた。
- ② 困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等にかかる情報提供等を行う「妊産婦等生活援助事業」が創設された。

### (3) 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

- ① 児童自立生活援助事業について、実施場所が拡充され、また、満20歳以上の措置解除者等で、大学生であること等の政令で定めるやむを得ない事情により事業の実施を都道府県知事が認めたものを対象とすることとされた。また、社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する「社会的養護自立支援拠点事業」が創設された。
- ② 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）が明確化されるとともに、22歳までの入所継続が可能とされた。

### (4) 児童の意見聴取等の仕組みの整備

都道府県知事または児童相談所長は、施設入所や一時保護等の措置の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童に対し「意見聴取等措

置」をとらなければならないとされた。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行うこととされた。

(5) 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

都道府県知事または児童相談所長が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前または保護開始から7日以内に、裁判官に一時保護状を請求しなければならないこととされた。

(6) 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者が、新たに児童福祉司の任用要件に追加された。この規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入することとされている。

(7) 児童を性暴力等から守る環境整備の導入に先駆けた取り組み強化

児童に性暴力等を行った保育士については登録を取り消すなど、資格管理の厳格化が行われた。また、国は当該保育士の情報のデータベースの整備を行うこととされた。認可外保育施設については、事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とすることとされた。

- 【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第3講・第4講・第7講・第9講・第11講  
⑤『子ども家庭支援論』第1講・第2講・第3講・第4講・第12講・第14講  
⑥『社会的養護Ⅰ』第4講・第6講・第9講・第10講  
⑱『子育て支援』第10講

## 2 こども家庭庁設置法の制定

こども（心身の発達の過程にある者）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、こども家庭庁の設置に関する事項を定めた「こども家庭庁設置法」が2022（令和4）年6月22日に公布された。法律の主な概要は以下のとおりである（2023（令和5）年4月1日施行）。

① 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置する。

② こども家庭庁の所掌事務

① 分担管理事務（こどもの健やかな成長および子育てに対する支援ならびにこどもの権利利益の擁護に関する事務）

・ 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保および小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画および立案ならびに推進に関すること。

・ 子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援給付その他の子どもおよび子どもを養育している者に必要な支援に関すること。 など

② 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）

- 【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第4講  
④『社会福祉』第2講  
⑤『子ども家庭支援論』第3講  
⑥『社会的養護Ⅰ』第3講

### 3 こども基本法の制定

2022（令和4）年6月22日に「こども基本法」が公布された。法律の主な概要は以下のとおりである（2023（令和5）年4月1日施行）。

#### (1) 目的

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

#### (2) 基本理念

- すべてのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- すべてのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健全な成長および発達ならびにその自立が図られることその他の福祉にかかる権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- すべてのこどもについて、その年齢および発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会および多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- すべてのこどもについて、その年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識のもと、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 家庭や子育てに夢をもち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

#### (3) 白書・こども施策に関する大綱

政府は、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律の3法律の白書を一体的に作成するとともに、3法律の大綱を一体的に作成しなければならない。

#### (4) こども計画

都道府県は、こども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を、市町村は、こども大綱および都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとする。

#### (5) こども政策推進会議

こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置することとし、大綱の案を作成するとともに、こども・子育て当事者・民間団体等の意見を大綱の案に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第3講  
④『社会福祉』第2講  
⑥『社会的養護Ⅰ』第3講  
⑦『保育者論』第2講

## 4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正

### (1) 安全計画、業務継続計画の策定等

2022（令和4）年11月30日に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され（2023（令和5）年4月1日施行）、各児童福祉施設において安全計画を策定すること等を義務づける規定がなされた（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センターについては対象外）。児童福祉施設に含まれない家庭的保育事業所等、障害児通所支援事業所、放課後児童健全育成事業所についても、同様に安全計画を策定すること等を義務づける規定がなされた。なお、すでに保育所保育指針などにより一定の安全に関する取り組みが義務づけられている保育所および家庭的保育事業所等以外の児童福祉施設等については、経過措置として2024（令和6）年3月31日までの間、安全計画の策定等を努力義務とする規定が設けられた。

また、児童福祉施設等における業務継続計画策定等について、児童福祉施設（障害児入所施設および児童発達支援センターを除く）、家庭的保育事業所等（下記②のみ）、小規模住居型児童養育事業所（下記①のみ）、児童自立生活援助事業所、放課後児童健全育成事業所に対し、

- ① 業務継続計画を策定・周知し、必要な研修および訓練を定期的実施すること。
  - ② 感染症および食中毒の予防およびまん延防止のための研修・訓練を実施すること。
- を努力義務として求める規定が設けられた。

### (2) 園児等のバス送迎等における安全管理の徹底

2022（令和4）年12月28日に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され（2023（令和5）年4月1日施行）、下記の2点が義務づけられた。

- ① 園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。
- ② 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。ただし、装置を備えることが困難である場合は、2024（令和6）年3月31日までの間、車内の園児の所在の見落としを防止するための代替的な措置で差し支えないという経過措置が定められている。

上記①、②の義務づけ対象となる施設等は以下のとおりである。

義務づけ事項①	児童福祉施設（助産施設、児童遊園および児童家庭支援センターを除く）、指定障害児入所施設、地域型保育事業所、指定障害児通所支援事業所、放課後児童健全育成事業所
義務づけ事項②	保育所、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所を除く）、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む）、放課後等デイサービス事業所

- 【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第5講  
④『社会福祉』第5講  
⑤『子ども家庭支援論』第4講

## 5 「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の改定

児童養護施設等における被措置児童等虐待については、2020（令和2）年12月15日、総務大臣から厚生労働大臣に対し、要保護児童の社会的養護に関する実態調査に基づく勧告がなされ、被措置児童等虐待の通告・届出制度の運用等に関する指摘や改善が求められた。

これらの勧告に対応するため、有識者、自治体、施設等関係者からなる検討会が設置され、より適切な被措置児童等虐待対応が図られるよう、2022（令和4）年6月15日に処理フローの見直しや社会的養護の現状を踏まえた「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の改定が行われた。概要は以下のとおりである。

- ① 2016（平成28）年児童福祉法の改正やその趣旨（子どもの権利擁護の推進、家庭養護の推進等）を踏まえた事項
- ② 勧告内容に基づく関係機関における適切な対応
- ③ 発生予防や組織運営における対策 等

【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第3講・第5講  
⑥『社会的養護Ⅰ』第14講

## 6 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定

生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など困難な問題を抱える女性に対して、売春防止法に基づく支援が行われてきたが、近年、女性が抱える問題が多様化、複合化、複雑化し、ニーズに応じた新たな法的枠組みを構築していく必要があると指摘され、2022（令和4）年5月25日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布された。法律の主な概要は以下のとおりである（2024（令和6）年4月1日施行）。

### ●目的・基本理念

「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

### ●国・地方公共団体の責務

困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

### ●名称の変更

婦人相談所→女性相談支援センター

婦人相談員→女性相談支援員

婦人保護施設→女性自立支援施設

### ●売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除、婦人補導院法の廃止

など

【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第10講  
④『社会福祉』第1講・第3講

## 7 障害者総合支援法等の改正

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、2022（令和4）年12月16日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布された。改正の概要は以下のとおりである（2024（令和6）年4月1日施行。ただし、(2)①および(5)の一部は公布後3年以内の政令で定める日施行、(3)②の一部、(5)の一部および(6)②は2023（令和5）年4月1日施行、(4)①および②の一部は2023（令和5）年10月1日施行、(6)③および④は公布の日施行）。

### (1) 障害者等の地域生活の支援体制の充実（障害者総合支援法、精神保健福祉法）

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターおよび緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県および市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか、精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

### (2) 障害者の多様な就労ニーズに対する支援および障害者雇用の質の向上の推進（障害者総合支援法、障害者雇用促進法）

- ① 就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」を創設し、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取り組みに対する助成措置を強化する。

### (3) 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備（精神保健福祉法）

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置をとる理由を追加する。
- ③ 虐待防止の取り組みを推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行う。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

(4) 難病患者および小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実および療養生活支援の強化（難病法、児童福祉法）

- ① 難病患者および小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用およびデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

(5) 障害福祉サービス等、指定難病および小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備（障害者総合支援法、児童福祉法、難病法）

障害 DB、難病 DB および小児慢性特定疾病 DB について、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

(6) その他（障害者総合支援法、児童福祉法、精神保健福祉法、精神保健福祉士法）

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。
- ③ 精神保健福祉法の目的に、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療および保護を行うことを、明確化する。
- ④ 精神保健福祉法における「精神障害者」の定義のうち、精神疾患の例示から「精神病質」を削除する。
- ⑤ 精神保健福祉士の業務に、精神障害者および精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談を追加する。

- 【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第12講  
④『社会福祉』第3講・第13講  
⑯『子どもの健康と安全』第15講  
⑰『障害児保育』第15講



## 8 民法等の改正

児童虐待が社会問題となっている現状を踏まえ、懲戒権に関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者問題の原因と指摘されている嫡出推定制度に関する規定等を見直す目的で、「民法等の一部を改正する法律」が2022（令和4）年12月16日に公布された。改正の概要は以下のとおりである（(1)は公布の日施行、(2)は公布後1年6か月以内の政令で定める日施行）。

### (1) 懲戒権に関する規定等の見直し

#### ① 民法の改正（懲戒権の削除）

懲戒権に関する規定（旧民法第822条）が削除された。また、親権者が子の監護教育をす  
るにあたって、以下の規律が定められた。

- 子の人格を尊重しなければならない。
- 子の年齢および発達の程度に配慮しなければならない。
- 体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

#### ② 児童福祉法の改正

一時保護が行われた児童等について、児童相談所長等が監護教育に関する措置をと  
るにあたっては、①と同様の規律にのっとることが定められた。

#### ③ 児童虐待の防止等に関する法律の改正

児童の親権者は、しつけに際し、①と同様の規律にのっとることが定められた。

### (2) 嫡出推定制度の見直し

離婚等の日から300日以内に生まれた子を前夫の子と推定する嫡出推定制度が見直され、  
離婚等の日から300日以内に生まれた子であっても、その間に母が再婚をした場合は、再婚  
後の夫の子と推定することとされた。これに伴い、女性の再婚禁止期間が廃止された。また、  
これまで父のみに認められていた嫡出否認権が、子および母にも認められることとされた。

【主な関係巻】⑥『社会的養護Ⅰ』第3講

新・基本保育シリーズ 別冊 2023

法制度等の主な動きとポイント

2023年4月1日 発行

発行……中央法規出版株式会社

過去に発行した『制度等の主な動きとポイント』  
を下記QRコードからダウンロードいただけます。



『2020年版』



『2021年版』



『2022年版』